

東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした取組

1. 大会を契機とした共生社会の実現に向けて

2015年11月に閣議決定された「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針」において、2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会を契機として、障害の有無等にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「心のバリアフリー」を推進することや、全国展開を見据えつつ、東京においてユニバーサルデザインの街づくりを進めることで、共生社会を実現し、障害のある人等の活躍の機会を増やしていくことが位置づけられた。2016年12月までの間に、多数の障害者団体が参画する分科会を12回開催し、分野毎の専門的な議論を行い、2017年2月、総理及び障害者団体の出席を得て、「ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議（第1回）」を開催し「ユニバーサルデザイン2020行動計画」を決定した。



東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会担当大臣が障害当事者団体から直接意見を聴取



分科会では、有識者、障害当事者団体、関係府省等が混ざり合い、小規模のテーブルを囲んで意見交換

2. ユニバーサルデザイン2020行動計画の概要

(1) 基本的な考え方

- ・ 障害のある選手たちが圧倒的なパフォーマンスを見せる東京パラリンピック競技大会は、共生社会の実現に向けて人々の心の在り方を変える絶好の機会である。
- ・ 「障害」は個人の心身機能の障害と社会的障壁の相互作用によって創り出されているものであり、社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障害の社会モデル」をすべての人が理解し、それを自らの意識に反映していくことが重要である。
- ・ この機を逃さず、国民全体を巻き込んだ「心のバリアフリー」の取組を展開するとともに、世界に誇れるユニバーサルデザインの街づくりを実現すべく取り組む。
- ・ 障害のある人に関する施策の検討及び評価に当たっては、障害当事者が委員等に参画し、障害のある人の視点を施策に反映させることとする。
- ・ これら施策が確実に実現されるよう、関係府省等の施策の実施状況を確認・評価し、その結果を踏まえて関係府省等が施策を改善することにより、実行性を担保していくこととする。

(2) 具体的な取組

ア 心のバリアフリー

行動計画で取り組む「心のバリアフリー」とは、様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うことである。そのためには、一人一人が具体的な行動を起こし継続することが必要であり、そのために重要なポイントとして、以下の3点をあげた。

- ・障害のある人への社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障害の社会モデル」を理解すること。
- ・障害のある人（及びその家族）への差別（不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供）を行わないよう徹底すること。
- ・自分とは異なる条件を持つ多様な他者とコミュニケーションを取る力を養い、すべての人が抱える困難や痛みを想像し共感する力を培うこと。

「心のバリアフリー」を実現するための施策は、あらゆる年齢層において継続して取り組まなければならない課題であるとともに、学校で、職場で、病院などの公共施設で、家庭で、買い物や食事の場で、スポーツ施設や文化施設など地域のあらゆる場において、また、日々の人々の移動においても、切れ目なく実現されなければならない。よって、以下の主な施策を含め、社会全般に渡って施策を展開することとした（図表1-5）。

イ ユニバーサルデザインの街づくり

我が国において、交通分野、建築・施設分野のバリアフリー化（情報にかかわる内容を含む）については、2006年以降、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成18年法律第91号）のもと、交通施設、建築物等の種類毎に目標を定め、個々の施設のバリアフリー化と地域における面的なバリアフリー化に全国的に取り組み、一定の水準まで整備が進んできた。2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会（以下「東京大会」という。）は、こうした取組に加え、世界に誇ることのできるユニバーサルデザインの街づくりを目指して、更なる取組を行う好機である。

街づくりは極めて幅広い分野であり、かかわる施策也多岐にわたる。このため「ユニバーサルデザイン2020行動計画」においては、大きく①東京大会に向けた重点的なバリアフリー化と②全国各地における高い水準のユニバーサルデザインの推進という2つの観点から、幅広い施策をとりまとめた（図表1-6）。



第1回関係閣僚会議で行動計画を決定（総理、障害者団体も出席）

■ 図表 1-5 「心のバリアフリー」の具体的な取組

- 1) 学校教育における取組
 - ①すべての子供達に「心のバリアフリー」を指導
 - ▶新学習指導要領に基づく指導や教科書等の充実、「心のバリアフリーノート（仮）」の作成を含めた取組の検討 [文部科学省] 等
 - ②すべての教員等が「心のバリアフリー」を理解
 - ▶教員養成課程、教員研修、免許状更新講習における「心のバリアフリー」の指導法等の充実 [文部科学省] 等
 - ③障害のある人とともにある「心のバリアフリー」授業の全面展開
 - ▶「心のバリアフリー学習推進会議（仮称）」を設置し、全国において、団体間のネットワーク形成を促進（従来から特別支援学校と交流している若しくは特別支援学級を設置している学校を軸に、障害のある人との交流及び共同学習を実施し、その後全面展開） [文部科学省、厚生労働省]
 - ④障害のある幼児・児童・生徒を支える取組
 - ▶社会的障壁を解消するための方法等を相手にわかりやすく伝えるコミュニケーションスキルの獲得等に向けた指導内容改善及び充実 [文部科学省]
 - ▶高等学校においても通級指導を新たに制度化 [文部科学省] 等
 - ⑤高等教育（大学）での取組
 - ▶教職員が集まる会議等において取組事例紹介 [内閣官房、文部科学省]
 - ▶各地域において障害のある学生の修学・就労支援のセンターとなる大学を選定 [文部科学省]
 - ▶大学生等を対象としたワークショップを開催 [内閣官房、組織委員会] 等
- 2) 企業等における「心のバリアフリー」の取組
 - ①企業等における「心のバリアフリー」社員教育の実施
 - ▶経済界協議会と連携し、幅広い分野の企業が社員教育を行うよう働きかけ [内閣官房、経済産業省その他経済官庁全般、経済界協議会]
 - ▶国家公務員への「心のバリアフリー」研修 [内閣官房等] 等
 - ②接遇対応の向上
 - i) 交通分野におけるサービス水準の確保
 - ▶交通事業者向け接遇ガイドラインの策定及び普及 [国土交通省、厚生労働省]
 - ii) 観光、外食等サービス産業における接遇の向上
 - ▶観光・流通・外食等関係業界における接遇マニュアル策定及び普及 [観光庁、経済産業省、農林水産省、厚生労働省等]
 - iii) 医療分野におけるサービス水準の確保
 - ▶医療従事者向けのガイドラインの策定及び普及 [厚生労働省]
 - ③障害のある人が活躍しやすい企業等を増やす取組
 - ▶法定雇用率の見直し、障害者就業・生活支援センターによる支援の強化や精神科医療機関とハローワークとの連携強化 [厚生労働省]
 - ▶人材採用評価基準への「心のバリアフリー」の導入や障害者が働きやすい職場環境づくりを行うよう企業へ働きかけ [経済界協議会] 等
- 3) 地域における取組
 - ①地域に根差した「心のバリアフリー」を広めるための取組
 - ▶地方自治体、社会福祉協議会等が連携し、地域の人々に「心のバリアフリー」を浸透させる取組を実施 [厚生労働省等]
 - ②災害時における避難行動要支援者に配慮した避難支援のあり方
 - ▶「避難行動要支援者名簿」について、各自治体におけるその着実な検討・実施を促進するとともに、避難行動要支援者の視点から避難行動支援に関する取組の内容を整理したパンフレットを作成するとともに、名簿に係る事例集を作成し、これらを周知 [内閣府（防災）、消防庁]
 - ③その他
 - ▶地域の人権擁護委員等を「心のバリアフリー」の相談窓口として活用 [法務省]

4) 国民全体に向けた取組

- ①障害のある人とない人がともに参加できるスポーツ大会等の開催を推進 [スポーツ庁]
- ②特別支援学校を拠点としたスポーツ・文化・教育の祭典を実施 [文部科学省]
- ③国民全体に向けた「心のバリアフリー」の広報活動
 - ▶障害に対する理解を持ち、困っている障害者等に自然に声をかけることができる国民文化の醸成に向けた仕組みの創設 [内閣官房等] 等

5) 障害のある人による取組

- ▶障害のある人自身やその家族が自らの障害を理解し、社会的障壁を取り除く方法を相手に分かりやすく伝えることができるコミュニケーションスキルを身に付けるための取組を進める地方自治体の支援 [厚生労働省、内閣官房] 等

資料：内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局

■ 図表1-6 「ユニバーサルデザインの街づくり」の具体的な取組

1) 東京大会に向けた重点的なバリアフリー化

- ①競技会場におけるバリアフリー化の推進 [内閣官房、スポーツ庁]
- ②競技会場周辺エリア等におけるバリアフリー化の推進（道路、都市公園、主要建築物におけるトイレのバリアフリー化等） [国土交通省、警察庁]
- ③主要鉄道駅・ターミナル等におけるバリアフリー化の推進 [国土交通省]
 - －東京大会関連駅へのエレベータ増設やホームドアの整備等へ重点支援
 - －都内主要ターミナル等（新宿、渋谷、品川、虎ノ門等）の都市再開発プロジェクトを実施する中で、バリアフリー化を推進
- ④海外との主玄関口となる成田空港、羽田空港国際線ターミナルを中心とした空港のバリアフリー化の推進 [国土交通省]
- ⑤リフト付バス・UDタクシー等の導入促進 [国土交通省]

2) 全国各地において、Tokyo2020アクセシビリティ・ガイドラインを踏まえた高い水準のユニバーサルデザインを推進

- ①バリアフリー基準・ガイドラインの改正 [国土交通省]
 - ▶Tokyo2020アクセシビリティ・ガイドライン等を踏まえ、基準やガイドラインの改正を行い、主要観光地を含めた全国の交通施設・建築施設のバリアフリー水準の底上げを図る
- ②観光地のバリアフリー化（観光地のバリアフリー情報提供、バリアフリー旅行相談窓口の拠点数の増加等） [国土交通省]
- ③都市部等における複合施設（大規模駅や地下街等）を中心とした面的なバリアフリーの推進
 - i) 都市再開発プロジェクト等に伴うバリアフリーの推進 [国土交通省]
 - ii) 全国の主要鉄道駅周辺（特定道路を含む）のバリアフリー化の推進 [国土交通省]
 - iii) 市町村における面的なバリアフリー化を進めるためのバリアフリー基本構想の策定促進 [国土交通省]
 - iv) ピクトグラムに関する標準化の推進・普及 [経済産業省] 等
 - v) パーキングパーミット制度の導入促進方策の検討 [国土交通省]
- ④公共交通機関等のバリアフリー化
 - i) 鉄道に関わるバリアフリー化 [国土交通省]
 - ハンドル形電動車椅子の鉄道乗車要件の見直し、駅ホームの安全性向上等
 - ii) 全国の主要な旅客船ターミナル及び船旅メジャールート等のバリアフリー化の促進 [国土交通省]
 - iii) 航空旅客ターミナルにおけるバリアフリー化の推進 [国土交通省]
 - iv) リフト付バス・UDタクシー車両の導入促進 [国土交通省]（一部再掲）
 - ※観光バス等の貸切バスのバリアフリー化についても検討
- ⑤ICTを活用したきめ細かい情報発信・行動支援（バリアフリー情報提供機能強化等） [国土交通省、総務省]
- ⑥トイレの利用環境の改善（ガイドライン等の改正、マナー改善等） [国土交通省]

資料：内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局

TOPICS

東京パラリンピック競技大会

2013年9月に開催された国際オリンピック委員会（IOC）総会（アルゼンチン／ブエノスアイレス）において、2020年オリンピック・パラリンピックの開催都市が東京都に決定した。これにより、東京都は史上初めて、2度目のパラリンピック夏季競技大会を開催する都市となった。

パラリンピック競技大会は、世界のトップアスリートが参加し、スポーツを通じて、障害のある人の自立や社会参加を促すとともに、様々な障害への理解を深めることにつながるものである。また、アクセシビリティに配慮した会場やインフラの整備により、東京のまち全体を障害のある人を始めとする全ての人々が安全で快適に移動できるようになり、ユニバーサルデザイン都市、東京の実現が促進されるものである。

東京パラリンピック競技大会は、「全員が自己ベスト」、「多様性と調和」、「未来への継承」を3つの基本コンセプトとし、大会組織委員会を中心に、東京都や日本パラリンピック委員会（JPC）、政府が一丸となって大会成功に向けて取り組んでいる。

大会組織委員会は、2019年8月に東京パラリンピック競技大会の公式チケットの第1次抽選申込を実施し、過去最多となる約39万人が応募した。また、同月、東京パラリンピック競技大会のメダルデザインを発表するとともに、同年12月には、パラリンピックの公式記録映像の制作を発表した。

オリンピック・パラリンピック競技大会を始めとする国際競技大会における日本代表選手の活躍は、国民に誇りと喜び、夢と感動を与えるものであり、我が国の国際競技力向上に向けた取組を進めていくことは重要である。このため、スポーツ庁では、「競技力強化のための今後の支援方針（鈴木プラン）」（2016年10月）や「第2期スポーツ基本計画」（2017年3月）に基づき、パラリンピックの競技特性や環境等に十分配慮しつつ、オリンピック競技とパラリンピック競技の支援内容に差を設けない一体的な競技力強化支援に取り組んでいる。（第3章第1節5.（1）イを参照）。

また、東京パラリンピック競技大会を成功に導くためには、将来のパラリンピアンを始め一人でも多くの障害のある人がスポーツを楽しめる環境を整備することにより、障害者スポーツの裾野を広げていくことが重要である。このため、地方自治体における障害者スポーツ推進体制の整備を推進するとともに、全国の特別支援学校を地域の障害者スポーツの拠点として活用する取組を進めていくこととしている。



東京パラリンピック競技大会メダルデザイン（おもて面）
（出典）公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会

第1章第3節 東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした取組

／内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局

TOPICS**心のバリアフリーの普及について**

「ユニバーサルデザイン2020行動計画」では「心のバリアフリー」の実現のためには、一人一人が具体的な行動を起こし継続することが必要であるとしている。

2016年度に、以下3点の気づきを受講者に与えることを目的とする研修プログラムを、障害者団体・経済界協議会等の協力を得て作成した。

- ①「障害はどこにあるのか？」を理解する（「障害の社会モデル」の理解）
- ②社会にある「バリア」によって人々に生じている困りごとや痛みに気づく
- ③共生社会をつくるために、具体的な行動を起こす

2017年度においては、個々人のマインドセットを促す入門編のツールとしてアニメーション教材を作成した。2018年度以降、学校の授業や課外活動、公務員・企業・各種団体等の集合研修等において同教材を活用するための研修シナリオ例をホームページで公開し、積極的な活用を呼びかけた。

（参考：https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tokyo2020_suishin_honbu/udsuisin/program.html）

「心のバリアフリー」を学ぶアニメーション教材



コンテンツの概要

(1) 「心のバリアフリーについて学ぼう」～メッセージ編～（10分程度）

目指す社会（共生社会）イメージの共有、心のバリアフリーの意義、障害をはじめ多様な特性を理解する際のポイント等、教材で伝えたいメッセージをまとめ、一人一人に次の行動を促す。

(2) 「バリア」とはなんだろう？（2分程度のモジュール6本で構成）

- ①声かけが必要なのはどんなとき？
- ②困っていることに気づいたら1～適切な距離を保って相手の求めに沿った手助けをしよう～
- ③困っていることに気づいたら2～見た目で判断せず要望を聞いてみよう～
- ④コミュニケーションの取り方がわからないときは？
- ⑤見慣れない状況に出会ったら
- ⑥「障害」とは何だろう

(参考) 異文化交流をしてみよう（3分程度のモジュール7本で構成）

ホストタウンでのボランティア人材等の育成に資するものとして、外国人との交流に役立つコミュニケーションポイント（語学力以外）を扱う教材も作成している。

3. ユニバーサルデザインの加速に向けた取組状況

この行動計画をもとに、関係省庁等が共生社会の実現に向けた諸施策を推進する中、2018年12月に「ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議（第3回）」を開催し、レガシーとしての共生社会の実現に向け、施策の更なる進展を図り、取組の加速化を確認した。また、障害のある人の視点を施策に反映させる枠組みとして、構成員の過半を障害当事者又はその支援団体が占める「ユニバーサルデザイン2020評価会議」（以下「評価会議」という。）を設置・開催した。



第3回関係閣僚会議



ユニバーサルデザイン2020評価会議（第1回）

評価会議は2019年末までに計3回実施されており、構成員の意見を踏まえ、以下のとおり改善が図られている。

（1）共生社会ホストタウンのレガシー化

- ・パラリンピック選手との交流を契機にユニバーサルデザインの街づくりと心のバリアフリーを推進し、共生社会の実現を目指す「共生社会ホストタウン」の取組が2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会（以下「東京2020大会」という。）のレガシーになるよう、国土交通省において「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成18年法律第91号。以下「バリアフリー法」という。）のマスタープラン・基本構想制度における心のバリアフリーの取組を強化し、共生社会ホストタウンの取組を「バリアフリー法」の中に取り込むバリアフリー法改正案を2020年通常国会に提出し、同年5月に成立した。

（2）ホテルや飲食店のバリアフリー化の推進

- ・東京2020大会期間中に我が国に来訪する障害者やパラリンピアンが、宿泊や飲食を満喫できる環境をスピード感をもって整備するため、宿泊施設や施設内の飲食店のバリアフリー改修を補助金で支援。
- ・国は、一定規模以上のホテル又は旅館の建築等を行う場合、2019年9月から、当該建築等を行う客室総数の1%以上のバリアフリー客室の設置を義務化（既存客室は補助金で支援）。
- ・東京都は、2019年9月から、一般客室についても一定水準（浴室・トイレのドア幅70cm、段差解消等）のバリアフリー化を義務化。さらに、誘導水準（同75cm）を推奨基準化（推奨基準を達成する場合に補助金を嵩上げ（9割）するとともに、容積率規制を緩和）。

（3）障害者割引の利用者利便の改善

- ・公共交通機関の障害者割引について、2019年3月に障害者手帳の提示以外の電子的な方法等による本人確認が可能であることを明確化したことを踏まえ、一部交通事業者が障害者手帳に代わるスマートフォンを利用した電子的な本人確認手続きを導入。
- ・障害者手帳の提示以外の本人確認について、スマートフォンやインターネットによる障害者割引の活用促進を目指し、マイナンバーカードを活用した電子的な確認方法の技術基準を2020年に策定予定。
- ・2018年10月から、各航空会社において、航空旅客運賃の障害者割引の対象者として、精神障害者

を加えるよう、順次拡大。未導入の公共交通事業者に対して割引制度を導入するよう要請。

(4) バリアフリーマップ等の整備・充実

<鉄道駅のバリアフリーマップの整備充実>

- ・2019年10月、「公共交通機関の旅客施設・車両等に関するバリアフリー整備ガイドライン」（以下「バリアフリー整備ガイドライン」という。）を改訂し、車椅子使用者の単独乗降と列車走行の安全確保を両立する鉄道駅のプラットフォームと車両乗降口の段差・隙間の目安値等について明確化。
- ・大会の競技会場へのアクセシブルルートとなる駅や途中の乗り換えに利用される駅など首都圏の主要駅において、大会に向けて対応可能な駅やプラットフォームを選定し、単独乗降がしやすくなるよう整備を進める。
- ・2019年12月、東京都心部の単独乗降しやすい鉄道駅情報をマップ化し、インターネットによる公共交通のバリアフリー経路案内（らくらくおでかけネット）において公表。
- ・らくらくおでかけネットについて、視覚障害者向けの読み上げ対応や外国語対応が可能になるよう改良。

<視聴覚障害者等に配慮したウェブサイトによる情報提供>

- ・公共交通事業者による視聴覚障害者等に配慮したウェブアクセシビリティを確保すべく、バリアフリー整備ガイドラインを改訂。

<電話リレーサービスに係る制度整備>

- ・手話、文字を利用して電話を介した意思疎通を可能とする「公共インフラとしての電話リレーサービス」の実現に向けて、関係者による会議体を設置し、2019年12月に報告書を公表。
- ・同報告書を踏まえ、2020年通常国会に「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律案」を提出、同年6月に成立。

(5) 心のバリアフリーの拡大・向上

- ・全ての子供たちへの「心のバリアフリー」教育を実施するため、小学校で2020年度から、中学校で2021年度から全面実施される新たな学習指導要領において、「心のバリアフリー」教育を充実させるとともに、パラリンピック教育を実施し、機運の盛り上げを推進。
- ・「教育職員免許法施行規則」（昭和29年文部省令第26号）を改正し、2019年4月以降の新たな教員養成課程では、「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」の科目の一単位以上の履修を義務付け。
- ・大学において、障害のある学生が円滑に修学できるよう、先進的な取組を行ってきた東京大学と京都大学での取組の成果を共有・活用し、他の大学に展開。
- ・障害のある学生が卒業後に社会で活躍できるよう、「共生社会の実現」の観点も踏まえ就労支援を含めサポートの強化を検討。

(6) ユニバーサルデザインタクシーの改善

- ・ユニバーサルデザインタクシーの多くを占める車種を改良し、車椅子の乗降時間を約3～4分に短縮。既販車についても2019年8月までに改修を概ね完了。
- ・上記車種に車椅子が乗車する際のスロープの耐荷重を200kgから300kgに引き上げる改良を行い2020年1月より販売。
- ・ユニバーサルデザインタクシー車体補助の条件として、実車を用いた接遇改善研修を義務化。
- ・地方運輸局等において、接遇が優良な運転者に対して表彰する取組を実施。
- ・主要な施設の乗り場に常設スロープの設置を推進し、迅速な乗降を実現。
- ・ユニバーサルデザインタクシーや福祉車両の配車体制の構築に向けた実証実験を2019年度内に実施。ニーズに応じた円滑な配車が可能となるよう、車椅子情報のデータベース化や当該データの閲覧を可能とするため、関係者と調整を図る。
- ・ユニバーサルデザインタクシーの普及を加速し、東京23区内のユニバーサルデザインタクシーの割合を2020年夏までに25%にすることを目指す。

TOPICS

ピクトグラム（案内用図記号）のJIS改正について

「案内用図記号（JIS Z8210）」はピクトグラムとも呼ばれ、言語ではなく目で見ただけで案内が可能となることから、多くの公共交通機関や公共施設等で広く使われている。本規格は、2002年に開催されたサッカー日韓ワールドカップを契機に、日本人だけでなく外国人観光客の円滑な移動誘導を目的とし、理解度・視認性テスト等を経て経済産業省が制定した。

また、2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会（以下「東京2020大会」という。）では、より多くの外国人観光客の来日が見込まれることから、あらゆる人にとってより分かりやすい案内用図記号とするため、JIS Z8210原案作成委員会において、関係省庁、観光業界、障害者団体等の幅広い関係者を含め検討を重ね、2017年7月20日にJIS Z8210を改正した。具体的な改正内容は、既存の図記号についてISO規格との整合化を図るとともに、ヘルプマークなど新たに図記号を追加した。

国際規格（ISO）への整合（例）



新しい図記号の追加（例）



ヘルプマーク

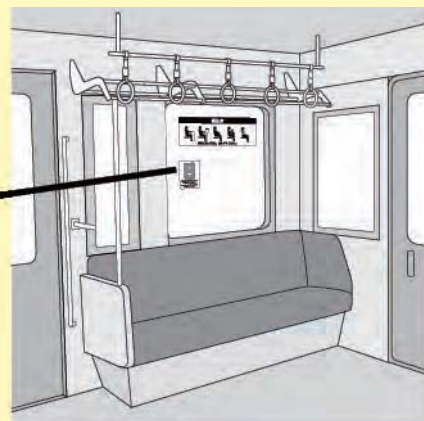


【ヘルプマークとは】

義足又は人工関節を使用している人、内部障害又は難病の人、妊娠初期の人など、援助又は配慮を必要としている人が身に着けることで、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせることができる表示（左図参照）。2012年に東京都が作成し、2017年にJIS規格になったことで、全国統一のマークになり、その普及促進が期待される。

【ヘルプマークを身に着ける以外の活用例】

公共交通機関などの優先席などに掲示し周囲の配慮を求める事例（右図参照）



2017年以降の改正については、以下の通り。

(1) トイレ関連図記号の追加（2019年2月20日）

訪日外国人の大半が、外出先で洋風便器や温水洗浄便座の付いたトイレを選択する傾向にある。今後増加が見込まれる訪日外国人観光客をはじめ、全てのトイレ利用者に向け、利用したいトイレをわかりやすく案内する図記号の必要性が高まっており、関係者の意見等を踏まえ、「洋風便器」、「和風便器」及び「温水洗浄便座」の案内用図記号を追加した。

トイレに関する案内用図記号



(2) AED、加熱式たばこ専用喫煙室の追加（2019年7月22日）

わが国ではAED(自動体外式除細動器)を表す統一的なピクトグラムが存在しておらず、人命救助の観点からも、緊急時にすぐに理解できる統一的なピクトグラムが必要とされたため、AEDの設置場所を表示する案内用図記号を追加することとした。

また、2018年7月25日に公布された「健康増進法の一部を改正する法律」(平成30年法律第78号)において、2020年4月1日以降、施設の類型や場所ごとに喫煙室への標識の掲示が義務付けられることとなった。そのため、標識に用いる加熱式たばこ専用喫煙室のピクトグラムの利用促進のために、「健康増進法」(平成14年法律第103号)の規定に基づく「健康増進法の一部を改正する法律の施行について(受動喫煙対策)」(平成31年2月22日厚生労働省健康局長通知)に記載されている「加熱式たばこ専用喫煙室」の案内用図記号を追加した。

AED、加熱式たばこ専用喫煙室の案内用図記号



TOPICS

共生社会ホストタウンについて

東京パラリンピック競技大会を契機に、レガシーとして共生社会を実現することが重要である。このため、政府レベルの取組としては、2017年2月に「ユニバーサルデザイン2020行動計画」を策定し、障害のある人の視点を施策に反映させる枠組みとして「ユニバーサルデザイン2020評価会議」を設置して更なる施策の改善に取り組んでいる。

この行動計画に基づく取組とあわせて、ユニバーサルデザインへの自立的なきめ細かい取組を促すため、パラリンピアンへの受入れを契機に、全国各地における共生社会の実現に向けた取組を加速し、大会以降につなげていく「共生社会ホストタウン」制度を2017年11月に創設した。2020年6月末現在92件（96自治体）※が登録されている。

※共生社会ホストタウン登録済み自治体（2020年6月末現在）

北海道札幌市、北海道釧路市、北海道滝川市、北海道登別市、青森県弘前市、青森県三沢市、岩手県遠野市、岩手県陸前高田市、宮城県仙台市、宮城県登米市、宮城県加美町、秋田県能代市、秋田県大館市、秋田県仙北市、山形県鶴岡市、山形県酒田市、山形県東根市、福島県福島市、福島県猪苗代町、茨城県潮来市、群馬県渋川市、群馬県富岡市、群馬県みどり市、埼玉県北本市、埼玉県富士見市、埼玉県三芳町、千葉県成田市、千葉県柏市、千葉県浦安市、東京都世田谷区、東京都練馬区、東京都足立区、東京都江戸川区、東京都武蔵野市、東京都町田市、東京都国分寺市、東京都西東京市、神奈川県横浜市、神奈川県川崎市、神奈川県平塚市・神奈川県、神奈川県藤沢市・神奈川県、神奈川県小田原市・神奈川県、神奈川県厚木市、神奈川県大磯町・神奈川県、神奈川県箱根町・神奈川県、新潟県長岡市、石川県金沢市、石川県小松市、石川県志賀町、福井県福井市、山梨県山梨市、山梨県富士河口湖町、岐阜県岐阜市・岐阜県、岐阜県岐阜市、静岡県静岡市、静岡県浜松市、静岡県焼津市、静岡県伊豆の国市、愛知県豊橋市、三重県伊勢市、三重県鈴鹿市、三重県志摩市、滋賀県守山市、滋賀県甲賀市、大阪府池田市、大阪府守口市、大阪府大東市、兵庫県神戸市、兵庫県明石市、兵庫県加古川市、兵庫県三木市、奈良県大和郡山市、鳥取県鳥取市・鳥取県、島根県益田市、島根県邑南町、岡山県岡山市、岡山県真庭市、山口県宇部市、徳島県鳴門市・徳島県、香川県高松市、愛媛県松山市・愛媛県、福岡県北九州市、福岡県飯塚市、福岡県田川市、福岡県築上町、長崎県島原市、大分県大分市、大分県別府市、大分県中津市、大分県佐伯市、宮崎県宮崎市、鹿児島県龍郷町（92件・96自治体）

共生社会ホストタウンの取組は、以下の二つの柱から構成される。

○共生社会の実現に向けた取組

障害のある海外の選手たちを迎えることをきっかけに、ユニバーサルデザインの街づくり及び心のバリアフリーに向けた、自治体ならではの特色ある総合的な取組を実施。大会のレガシーにもつなげていく。

○パラリンピアンとの交流

東京パラリンピック競技大会直後の交流も含め、幅広い形でのパラリンピアンとの交流を通じ、パラリンピックに向けた機運を醸成すると共に、住民がパラアスリートたちと直に接することで、住民の意識を変えていく。

また、共生社会ホストタウンのうち、他の共生社会ホストタウンのモデルとなる自治体を「先導的共生社会ホストタウン」として認定する制度を2019年5月に新たに創設し、パラリンピアンとの交流やホテル・公共交通機関のバリアフリー改修支援などについて国が重点的に支援することとした。

※先導的共生社会ホストタウン（2020年6月末現在）

青森県三沢市、岩手県遠野市、福島県福島市、東京都世田谷区、東京都江戸川区、神奈川県川崎市、静岡県浜松市、兵庫県神戸市、兵庫県明石市、山口県宇部市、福岡県飯塚市、福岡県田川市、大分県大分市（13件・13自治体）

＜取組例＞

- オランダのパラリンピック選手と交流。障害のある人のスポーツ相談窓口を設置し、その受け皿として東京パラリンピック22競技実施環境を整備、障害のある人が継続して通える複合型地域スポーツクラブを開設。（東京都江戸川区）
- 英国のパラリンピック選手と交流。発達障害のある子供を対象に、国内初センサリールームによるサッカー観戦や連携企業による移動サポート、感覚過敏を疑似体験できるVR映像の作成等を実施。（神奈川県川崎市）
- 共生社会ホストタウンの首長等が一堂に会する「共生社会ホストタウンサミットin飯塚」を開催し、共生社会ホストタウンの連携強化と取組の発信を実施。（福岡県飯塚市）
- 日本国内で新型コロナウイルス感染症が拡大したことを受け、市で事前合宿を行ったタイのボッチャチームから「私たちと一緒に乗り越えましょう」という励ましの動画メッセージが贈られるなど、新型コロナウイルス流行下でもインターネット等を活用して交流を継続。（秋田県大館市）



オランダパラ選手との交流（江戸川区）



センサリールームでのサッカー観戦（川崎市）©J.league



共生社会ホストタウンサミットin飯塚（飯塚市）



インターネットを活用した交流（大館市）

今後とも、関連省庁等とも連携し、共生社会ホストタウンの取組を大会のレガシーとして継続していけるよう取り組んでいく。